建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年２月20日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和７年12月８日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社都市建コーポレーション　福村　正幸　大阪府大阪市中央区平野町４－６－４　国土交通大臣許可（特－７）第25970号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、舗装工事業、しゆんせつ工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和７年12月８日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年２月20日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和７年12月９日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ニッケ機械製作所　永井　一郎　兵庫県加古川市米田町船頭440　国土交通大臣許可（般－６）第25608号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和７年12月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年２月20日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和７年12月12日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社フジシール　京金　武司　大阪府大阪市淀川区宮原４－１－９　国土交通大臣許可（特－５）第21780号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和７年12月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年２月20日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和７年12月18日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社U'plan　尾崎　　光　大阪府大阪市北区大深町３－１－８階Ｋ835　国土交通大臣許可（特－３）第28451号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和７年12月18日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年２月20日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和７年12月19日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　姫高電機株式会社　高橋　正樹　兵庫県姫路市飯田491―12　国土交通大臣許可（般特－２）第28014号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和７年12月19日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

破産手続開始